

指定管理制度について

1 指定管理制度

これまで、地方自治法により公の施設の管理を委託する場合は、市の出資法人や公共団体に限定されていましたが、地方自治法の改正（指定管理者制度の導入）により株式会社をはじめとする民間事業者へ委託できるようになりました。

この制度は、多様化する住民ニーズ等に効果的、効率的に対応するため、民間活力を活用し、住民サービスの向上、管理の効率化を図ることを目的として導入されました。

2 指定管理制度の概要

公の施設	「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、具体的には次のような施設があげられます。 ●福祉施設 ……保育所、老人ホーム等 ●教育・文化施設…図書館、市民会館等 ●体育施設 ……体育館、野球場等 ●その他 ……公園、公営住宅等
対象施設	「公の施設」が指定管理者制度の導入対象となりますが、学校教育法などの個別の法律によって施設の管理者を限定している場合（幼稚園、小・中学校等）には、指定管理者制度を導入することはできません。
指定管理者の制約	地方自治法第244条の2第3項においては、「法人その他の団体」であれば指定管理者となることできる、とされており指定管理者となることできる団体に地方自治法上は特段の制約はありません。また、 <u>法人格については、必ずしも必要ではありません。ただし、個人を指定管理者として指定することはできません。</u>
指定管理者制度を導入するメリット	民間事業者等の手法を活用することにより、管理に要する経費を縮減することが可能となります。また、利用者の満足度を上げ、多くの利用者確保しようとする中で、サービスの向上が期待できます。

管理内容	<p>公の施設の適正な管理が行われるよう次に掲げる事項が規定されています。</p> <p>①住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が指定管理者についても法律上に義務づけられていること。</p> <p>②「業務の範囲」及び「管理の基準」をあらかじめ条例で定めることとされていること。</p> <p>③指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとされていること。</p> <p>④地方公共団体の指示に従わないとき等には、必要に応じ、指定の取消し等を行うことができるものとされていること。</p>
指定管理者の選定	<p>指定管理者の選定方法は、市が募集要項を作成し、指定管理者になろうとする団体を募集し、応募者の中から最も適している団体を選定します。</p> <p>その後、選定された団体を候補者とし、議会の議決を経て指定管理者に指定します。</p> <p>なお、<u>公募を行わない場合には、特定した団体を指定管理者として適格かどうかを審査します。</u></p>
指定管理期間	<p>施設の設置目的が達成されているか等、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを市が定期的に見直す機会を設けるため、期間を定めて指定します。</p> <p>指定の期間については、原則として、3年から5年の間で設定することとしており、施設ごとに設定します。</p>
委託料	<p>仕様書に基づく指定管理業務を実施するうえでの必要経費が指定管理料として支払われますが、利用料金制の場合は収入額を引いた額が指定管理料として支払われます。</p> <p>また指定管理料の算定にあたっては、市と指定管理者との間で協議し、協定書によって決定します。</p>

3 指定管理者決定までの流れ

① 仕様書・募集要項作成

指定管理者が行う業務内容を記した仕様書・募集要項を市で作成します。

※仕様書等には業務内容のほか、指定管理機関、経費負担区分、リスク分担等を定義

します。

② 募集

指定管理者の指定にあたっては、原則、公募することとなっていますが、特別な事情がある場合には公募せず、特定の団体を候補者とすることができます。

③ 指定管理者選定

公募の場合は、応募者の中から選考審査委員会（魚沼市の場合は「魚沼市公の施設指定管理者選定委員会」と言います）で最適の団体等を候補者として選定します。公募をしない場合は、候補者が適切かどうかの判断をします。

④ 指定管理者指定

③で候補者となった団体等を議会の議決により指定します。

⑤ 協定書の締結

指定された指定管理者は市と管理等に関する協定書を締結します。

⑥ 指定管理業務の開始

協定書に基づき、指定管理業務を実施し、毎年度、事業報告書を提出します。

※「基本計画（素案）」（10月8日版）の8ページ、「4 文化会館の理想（2）指定管理体制の検証とその流れ」、及び10ページ「同（3）民間委託に係る指定管理④考慮すべきこと」をご参照ください。